

# 浅口市立金光吉備小学校 いじめ問題対策基本方針

令和6年度

## いじめに関する現状と課題

○本校では、いじめの認知件数が昨年度は13件あり、どのクラスでもいついじめ問題が発生するかは分からない。また、全学年が単学級であるので、人間関係の固定化が懸念される。そこで、個が尊重され集団が伸びる学級づくりや、道徳教育の推進、人権教育の充実などを通し、いじめ問題に対する未然防止の取り組みを推進していくことが重要である。また、いじめの早期発見・適切な対処のために、常時、多角的に児童の様子を把握したり情報交換を行ったりし、全職員が連携して取り組むことが必要である。

## いじめ問題への対策の基本的な考え方

○いじめ問題が緊急かつ最重要課題であるという認識をもち、日頃から丁寧に児童理解を進めるとともに、終礼や職員会議での情報交換を密にして全教職員の共通理解を図る。  
 ○いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、一人一人が活躍できる機会を設けることにより、自己有用感や充実感を感じることができる学級・学校づくりを進める。  
**<重点となる取組>**  
 ○6年生を中心とした縦割り班活動や兄弟学年でのピア・サポート活動を通して、児童同士の心の結びつきを高める活動を行い、いじめを許さない雰囲気や自分たちで問題を解決しようとする意識の高揚を図る。  
 ○年に2回教育相談やi-check, アンケートを行い、児童同士の人間関係の把握に努めるとともに、日頃から丁寧に児童の言葉に耳を傾け、相談したいという信頼関係を築いておく。



## 学校が実施する取組

<b>①</b>	<b>いじめの防止</b>	<p><b>&lt;職員研修&gt;</b>                  ○教職員の指導力向上のため、いじめ問題の重要性やいじめを把握した場合の対処の仕方についての研修会を行う。</p> <p><b>&lt;児童会活動&gt;</b>                  ○児童会を中心にあいさつ運動に取り組み、誰にでも進んで声を掛ける意識を高め、いじめ防止の意識を高めていく。</p> <p><b>&lt;居場所づくり&gt;</b>                  ○毎日の授業や行事等の特別活動の中で、一人一人が活躍できる機会を設定することにより、自己有用感や充実感を感じることができる学級・学校づくりを進める。</p> <p><b>&lt;情報モラル教育&gt;</b>                  ○ネット上のいじめを防止するために、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を、全学年で1時間以上行う。</p>
<b>②</b>	<b>早期発見</b>	<p><b>&lt;実態把握&gt;</b>                  ○児童が発する小さな変化を見逃すことのないように、日ごろから丁寧に児童理解に努め、積極的にいじめを認知する。</p> <p><b>&lt;相談体制の確立&gt;</b>                  ○児童の実態把握のためのアンケートと教育相談を年2回行うことで、相談しやすい信頼関係を築く。また、電話相談窓口を知らせ、いじめを訴えやすい環境を整える。</p> <p><b>&lt;情報共有&gt;</b>                  ○毎回の終礼時と毎月の職員会議後に、気になる児童についての情報交換の場を設けることにより、教職員間で情報共有できる体制をつくる。</p> <p><b>&lt;家庭への啓発&gt;</b>                  ○参観日の学級懇談や学校だより等を活用して、「いじめは人間として絶対に許されない」ということを保護者や地域に伝えるとともに、親子の会話やふれあいを通して、児童の小さな変容に気付いたり、気になることは相談したりするように働きかける。</p>
<b>③</b>	<b>いじめへの対処</b>	<p><b>&lt;いじめの有無の確認&gt;</b>                  ○児童がいじめを受けているとの連絡を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかにいじめの事実についての確認を行う。</p> <p><b>&lt;指導体制・方針の決定&gt;</b>                  ○いじめ対策委員会を開催し、指導体制や方針を共通理解する。また、役割分担をし、対応を進める。</p> <p><b>&lt;いじめられた児童への支援&gt;</b>                  ○いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を「絶対に守る」という学校の意思を伝え、心のケアと安全確保に努める。また、保護者に対応策を十分に説明し、了承を得る。さらに、卒業まで見守りを行う。</p> <p><b>&lt;いじめた児童へ指導&gt;</b>                  ○いじめた児童に対しては、個別に指導していじめの非に気付かせ、被害者への謝罪の気持ちを醸成し、当事者を交えて話し合いを行う。また、いじめた側の心理を読み取り、再発防止のための支援を家庭と連絡を密にしながら行う。</p>